

広島市観光ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広島市観光ホームページ（以下「市観光ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市観光ホームページ 広島市が運営する観光ホームページをいう。
- (2) バナー広告 文字または画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) ホームページ広告業務 広告主の募集、広告の年間スケジュール管理、広告主との調整等ホームページ広告掲載に係る一連の業務をいう。

(広告の種類)

第3条 市観光ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

ア 大きさ 縦 100 ピクセル 横 300 ピクセル

イ 形式 JPEG

ウ 容量 100kb 以下

2 掲載箇所は、次の表のとおりとする。

日本語

掲載箇所		URL
トップページ	インラインバナー枠	https://www.hiroshima-navi.or.jp/
全頁共通	フッターバナー枠	https://www.hiroshima-navi.or.jp/ ほか

多言語

掲載箇所		URL
全頁共通	フッターバナー枠	https://www.hiroshima-navi.or.jp/en/ ほか

3 枠数及び掲載箇所における広告枠の位置は、市長が定める。

4 市観光ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えた

りするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) 市観光ホームページとの差別化

閲覧者が市観光ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が広島市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。

ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

(広告代理店の決定)

第5条 ホームページ広告業務は、広島市競争入札参加資格者名簿(別に定める登録業種に限る。)に登録している広告代理店でなければ取り扱うことができない。

2 前項の取扱いを希望する広告代理店（以下「取扱希望広告代理店」という。）は、申込価格その他所定の事項を記載した広島市観光ホームページ広告代理店申込書（様式第1）を市長に提出するものとする。

3 市長は、広島市観光ホームページ広告代理店申込書（様式第1）を提出した取扱希望広告代理店のうち、記載した申込価格が最も高額である者(別に定める最低応募価格以上のものに限る。)を、ホームページ広告業務に係る契約の相手方（以下「決定広告代理店」という。）として決定する。なお、記載した申込価格が最も高額である者(別に定める最低応募価格以上のものに限る。)が2以上ある場合は、抽選によりこれを決定する。

(広島市契約規則の適用)

第6条 前条第3項の契約の相手方の決定及び契約の締結は、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）の定めるところに従い行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 決定広告代理店は、その申込価格に相当する額（以下「広告掲載料」という。）を、市長が指定する期日までに、本市が発行する納入通知書により納付するものとする。

（広告の掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、本市が募集する広告の掲載可能期間を超える期間を指定することはできない。

2 本市が募集する広告の掲載可能期間は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までとする。

（掲載申込み及び掲載内容等の決定）

第9条 決定広告代理店は、広島市観光ホームページ広告掲載申込書（様式第2）に掲載を希望する広告原稿（画像データ）を添えて、市長が定める期限までに提出することにより、広告掲載を申し込むものとする。なお、広告原稿（画像データ）の作成は、決定広告代理店の負担とする。

2 市長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、決定広告代理店に対し、資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、提出された広告原稿（画像データ）及びリンク先ホームページの内容が要綱第5条第1項各号の規定に該当するものではないことを確認の上、掲載の可否を決定し、決定広告代理店に対し、その決定の内容を広島市観光ホームページ広告掲載決定通知書（様式第3）又は広島市観光ホームページ広告非掲載決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

4 市長は第1項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）及びリンク先ホームページの内容が要綱第5条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、決定広告代理店に対して当該原稿の内容の変更を求めることができる。この場合において、決定広告代理店がその求めに応じないときは、掲載をしない旨の決定をすることができる。

5 市長は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知し、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

（リンク先ホームページの内容の変更の求め等）

第10条 市長は、掲載された広告のリンク先ホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、決定広告代理店に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、決定広告代理店への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 第10条の規定による変更の求めに決定広告代理店が応じないとき。

(2) その他市観光ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

- 2 本市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、決定広告代理店が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告等の変更)

第12条 決定広告代理店は、広島市観光ホームページ掲載広告変更申込書(様式第5)を市長が定める期日までに提出することにより、広告原稿(画像データ)の内容又はリンク先の変更を申し込むものとする。なお、掲載箇所の変更を申し込むことはできない。

- 2 第9条第1項から第4項及び第10条の規定は、前項の規定による広告の変更について準用する。
- 3 市長は、前2項の規定により変更を決定した場合は、広島市観光ホームページ掲載広告変更決定通知書(様式第6)により通知するものとする。

(広告掲載の取りやめの申出)

第13条 決定広告代理店は、広島市観光ホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第7)の提出により、市観光ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、決定広告代理店の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた期間に応じ、既納の広告掲載料を返還する。

- 2 前項の場合において1カ月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- 3 次に掲げる理由により、本市が市観光ホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前2項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(決定広告代理店の責務)

第15条 決定広告代理店は、広告原稿(画像データ)及びリンク先ホームページの内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 決定広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与

える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 決定広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、決定広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 決定広告代理店は、第9条第3項の規定により決定を受けた市観光ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(ホームページ広告業務の中止等)

- 第16条 決定広告代理店は、市長に広島市観光ホームページ広告業務取扱中止申出書(様式第8)を提出することにより、ホームページ広告業務の中止を申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定により広島市観光ホームページ広告業務取扱中止申出書(様式第8)が提出された場合は、その申出を承諾するとともに、契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定により契約を解除された決定広告代理店は、未納の広告掲載料があるとき(掲載可能期間の開始日の前日までに契約を解除されたときを除く。)は、速やかにこれを本市に納入するものとする。

(本市によるホームページ広告業務の実施)

- 第17条 第5条第2項及び同条第3項による決定広告代理店の決定に至らない場合、又は第16条によるホームページ広告業務の中止に至った場合、本市においてホームページ広告業務を行う。
- 2 前項の場合、第8条から第15条の規定を準用する。この場合において「決定広告代理店」とあるのは、「広告の掲載を希望する者」と読み替える。
 - 3 1枠当たりの月額広告掲載料は次の表のとおりとし、広告の掲載を希望する者は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納入通知書により納付するものとする。

日本語

掲載箇所		広告掲載料(税込)
トップページ	インラインバナー枠	1万円
全頁共通	フッターバナー枠	1万円

多言語(多言語全体で一括)

掲載箇所		広告掲載料(税込)
全頁共通	フッターバナー枠	2千円

(その他)

- 第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年1月27日から施行し、平成29年4月1日以降に掲載する広告から適用する。